

北広島市住まい創生サポート事業に関する協定

北広島市（以下「甲」という。）と北広島不動産協会（以下「乙」という。）とは、北広島市住まい創生サポート事業の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙とが相互に連携及び協力をし、甲の行う北広島市住まい創生サポート事業に関して、乙が北広島市内の空家対策（北広島市空き地・空き家バンクへの登録及び空家の売却または賃貸等の利活用の促進）及び住まいに関する相談等に協力することで北広島市の良好な住環境を形成することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1）所有者等からの空家等の売買等に関する相談対応
- （2）空地・空き家バンクへの物件掲載
- （3）定期的な住まいに関する相談会の開催
- （4）乙が作成した空家啓発冊子の配布による適正管理及び利活用の促進
- （5）空家等及び所有者等に関する情報の提供（本人の承諾を得た場合に限る。

（業務の実施）

第3条 乙は、宅地建物取引業法その他関係法令等に従って業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、北広島不動産協会会則に準じ、業務にあたるとともに、会員数に変更が生じた場合は、乙はすみやかに甲に入会又は退会会員情報を報告しなければならない。

（取引の信頼及び安全の確保等）

第4条 乙は、住まい創生サポート事業における空地又は空家等の取引の信頼及び安全の確保に努めなければならない。

- 2 乙は、空き地又は空き家の取引に関し、所有者と利用希望者との間に問題が生じたときは、自らの責任において、当該問題の解決に当たらなければならない。

（守秘義務）

第5条 乙は、この協定による業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この協定書の締結期間の終了後においても、同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の締結期間）

第7条 この協定の締結期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、締結期間満了日の前月末日までに別段の意思表示がなかった場合は、締結期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 4月 1日

甲 北広島市中央4丁目2番地1
北広島市
北広島市長 上野 正三

乙 北広島市中央3丁目7番地8
第1ニューオータニビル
北広島不動産協会
会長 羽田 好志